

別紙ー1

委託対象施設概要書

1. 伊野浄水苑（下水道処理施設）

所在地	いの町 5427
敷地面積	約 24,800 m ²
運転方法	2 系列 5 池（1 池予備）とする。
処理能力（日最大）	5,400 m ³ /日 認可計画 ： 4,550 m ³ /日 全体計画 ： 7,200 m ³ /日
排除方式	分流式
処理方式	水処理 ： 回分式活性汚泥法 汚泥処理 ： 機械脱水→搬出処分
放流先	仁淀川及び宇治川放水路
放流先水質環境基準類型	仁淀川 A Aーイ
処理フローシート	別添ー1ー1 参照
設備機器リスト	別添ー1ー1ー1 及び 1ー1ー2 参照

2. 場外マンホールポンプ施設

設置箇所		型式	製番	メーカー	吐出量 m3/min	出力 KW	口径 mm	全揚程 m	定格電流 A	台数 台	設置 年
1.天神	いの町6032-3地先	65DL 61.5	P16851133.1	荏原	0.2	1.5	65	16.1	6.8	2	2016
2.日本バビリア	いの町2031-1地先	50DMV26.75	P01851289.1	荏原	0.07	0.75	50	4	4	2	2001
3.内野	いの町内野北町10地内	KS-VL	1E75700101	クボタ	0.31	1.5	65	4.9	6.6	2	2002
4.沖田	いの町1067-1地内	150DMZF	J05P006902	荏原	1.9	7.5	150	13.6	29.6	2	2006
5.天王	いの町天王1丁目16-5	CWF100-PG	2340-026,2340-025	新明和	1.5	11	100	19.5	45	2	2024
6.北内西	いの町北大内432-1番地先	CNWX1001	2395-224,2395-225	新明和	0.9	3.7	100	7.5	16.4	2	2025
7.北内東	いの町五反田257-3番地先	CNWX651	2480-446,2480-447	新明和	0.9	1.5	65	8.5	7.3	2	2026

委託業務内容

基本的には、下水道法・水質汚濁防止法等に従い業務を実施すること。
主な業務については、下記のとおりとする。

1. 運營業務

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- ② 別紙ー3に示した性能の担保
- ③ 対象施設の施設、設備、機器の機能保持
- ④ 事故・災害等のリスク管理
- ⑤ 従業員の労務、安全の管理、教育、訓練
- ⑥ 委託者、関係機関、住民等との連絡調整等
- ⑦ 機器台帳の整理

2. 運転操作監視業務

- ① 対象施設の設備、機器の運転操作及び制御
- ② 対象施設の設備、機器の調整及び整備
- ③ 対象施設の運転状況の監視及び記録

3. 保守点検業務

- ① 対象施設の設備、機器の日常点検及び定期点検（空調設備も含む）
- ② 対象施設の設備、機器の法令に基づく定期自主検査
- ③ 対象施設の設備、機器の分解点検に伴う消耗品の交換

4. 簡易修繕業務

対象施設の設備及び機器に対する現場で対応可能な修理及び部分的な部品の取替え
（一件 40 万円以内（税込））

5. 水質試験業務

- ① 運転管理上必要となる定期的な水質分析、汚泥性状分析等（法定検査も含む）
- ② 分析結果の解析
- ③ 分析結果の記録及び報告
- ④ 分析用薬品の保管・管理
- ⑤ 廃液の管理・処分

6. 物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な電力、薬品、油脂類、消耗品の調達及び管理
- ② 対象施設の照明器具等部品の調達、交換及び管理
- ③ 対象施設の設備、機器の塗装用塗料、内外装品等の調達・管理
- ④ 物品の記録及び報告

7. 施設管理業務

- ① 対象施設の巡視
- ② 対象施設の建物内及び付帯設備の清掃
- ③ 対象施設の開錠及び施錠の確認

8. 汚泥運転管理業務

- ① 凝集剤の選定
- ② 汚泥脱水作業（凝集剤溶解、洗浄等）
- ③ 汚泥搬出補助

9. その他業務

- ① 契約終了時における対象施設の機能確認
- ② 引継事項の作成及び更新
- ③ 住民への対応（折衝及び協議を除く）
- ④ 非常時及び臨時作業への協力
- ⑤ 見学者対応への協力及び安全管理
- ⑥ 委託者が行う工事等の協力及び立会い
- ⑦ 図書類の整理
- ⑧ その他適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

性能要求水準書

受託者は、災害(公害)防止関連法令の定めるところにより安全等、管理に必要な措置を講じて災害(公害)発生防止に努めるとともに、下水道法、水質汚濁防止法、高知県清流保全条例第11条による上乗せ排水基準等の水質基準に適合するよう運転管理を行わなくてはならない。

本業務の実施にあたり受託者の満たすべき性能要求水準は、次のとおりとする。

1. 伊野浄水苑

(1) 放流水質

項 目	遵守基準 (水濁法・下水道法基準)	目標基準 (計画放流水質)
p H	5.8 以上 8.6 以下	—
B O D (mg/L)	15 (日間平均 20) 以下	10 以下
S S (mg/L)	40 (日間平均 50) 以下	30 以下
大腸菌数 (CFU/ mL)	日間平均 800 以下	100 以下

(2) 脱水汚泥性状

項 目	遵守基準	目標基準
脱水ケーキ含水率	85%以下	82%以下

2. 施設機能（共通）

施設の運転管理を適正に行うとともに、施設機能を現状維持すること。

3. その他（共通）

本業務の実施にあたり、関連する法令、条例等を遵守すること。

施設運転条件

各施設における流入水質・水量の過去3年間の実績および次年度以降の想定水量の状況は、次のとおりである。

1. 流入下水量の実績 単位：m³/年

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
伊野浄水苑	508,942	616,509	894,205

2. 過去の流入水質（令和5～令和7年度）

項 目	BOD (mg/l)		SS (mg/l)	
	平均	最大	平均	最大
伊野浄水苑	266	421	189	350

3. 過去の放流水質（令和5～令和7年度）

項 目	BOD (mg/l)		SS (mg/l)	
	平均	最大	平均	最大
伊野浄水苑	1.3	3.8	1.9	7.1

4. 想定する総流入下水量（最大）

計画上最大流入水量 1,660,750 m³/年

なお、委託費の積算に用いる流入水量は、実績からの想定値とする。

年間総流入水量 894,250 m³/年

リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			いの町	受託者
共通	契約締結	いの町の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない	○	
	法令等の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者へ与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動	委託期間のインフレ・デフレについて原則として以下の項目ごとに契約時の単価を基準とし、5%以上の増減があった場合、5%以上の増減分について清算する ・電工労務単価（「公共工事設計労務単価」） ・電気料金（電力費(円)/電力量(kw)） 上記以外の項目に関しては別途協議を行う	○	
	不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質・汚泥含水率の変動	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。